

児童扶養手当の額について

～令和8年度版～

○手当月額（令和8年4月分から）

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額48,050円	月額48,040円～11,340円
児童2人目以降	児童が1人増すごとに11,350円加算	11,340円～5,680円加算

一部支給される者の金額は請求者の方の所得によって異なります。詳しくは、下記の「※一部支給の手当額の算定方法」を参照してください。
 ・支給期は、年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）となっています。

※一部支給の手当額の算定方法

一部支給は所得に応じて10円きざみの額です。

具体的には次の計算式により計算します。

$$\begin{aligned}
 \text{手当額} &= 48,040 \text{円} - \left(\text{受給者の所得額}^{\text{注1}} - \text{所得制限限度額}^{\text{注2}} \right) \times 0.0264029 \\
 \text{(2人目以降加算)} &= 11,340 \text{円} - \left(\text{受給者の所得額}^{\text{注1}} - \text{所得制限限度額}^{\text{注2}} \right) \times 0.0040719
 \end{aligned}$$

10円未満四捨五入

注1) 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額です。
 注2) 所得制限限度額は、下記の「所得制限限度額表」における本人の全部支給の所得額で、扶養親族等数に応じて額が変わります。

・所得限度額

手当を受けている人の前年の所得（課税台帳上の所得に前年、児童の父（母子家庭の場合。父子家庭の場合は母。）から受取った養育費の8割を合算した額になります。）が限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部又は一部が支給停止になります。

なお、限度額については、下記の「所得制限限度額表」を参照してください。

○所得制限限度額表

（単位：円）

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000

注1) 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定します。

注2) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等がある場合には、上記の限度額に次の額を加算した額で比較します。

(1) 本人の場合は、

① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

② 特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円

(2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円

※扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき6万円

注3) 扶養親族等が4人以上の場合には、1人につき38万円（扶養親族等が注2に該当する場合にはそれぞれ加算）を限度額に加算した額で比較します。

問合せ

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所 本庁 こども家庭課 子育て給付係（1F54番～57番窓口）

Tel 40-7252（直通）